

投資信託振替制度に係る業務処理要領第1.2版 新旧対照表(2020/4/1)

第1章 総則

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第2章 投資信託受益権に係る発行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	1	2	変更	<p>(a) 直接募集等の実施の有無 発行者において、直接募集等(発行者がその設定する投資信託受益権について自ら行う募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する募集をいう。)、私募(同項に規定する私募をいう。))又は取得をいう。以下同じ。)を行うことが想定されている場合には、「<u>参加形態別事項届出書</u>」により、その旨を届け出なければならない。</p>	<p>(a) 直接募集等の実施の有無 発行者において、直接募集等(発行者がその設定する投資信託受益権について自ら行う募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する募集をいう。)、私募(同項に規定する私募をいう。))又は取得をいう。以下同じ。)を行うことが想定されている場合には、「<u>別紙 参加形態別届出事項</u>」により、その旨を届け出なければならない。</p>	1. (1)c(a)
2	2	1	2	変更	<p>(b) 日銀ネット資金決済会社の登録 発行者において、直接募集等を行う場合、DVP決済を行う際に利用する日銀ネット資金決済会社を予め登録する場合には、「<u>参加形態別事項届出書</u>」により、当該日銀ネット資金決済会社の名称等を届け出なければならない。</p>	<p>(b) 日銀ネット資金決済会社の登録 発行者において、直接募集等を行う場合、DVP決済を行う際に利用する日銀ネット資金決済会社を予め登録する場合には、「<u>別紙 参加形態別届出事項</u>」により、当該日銀ネット資金決済会社の名称等を届け出なければならない。</p>	1. (1)c(b)

第3章 投資信託受益権に係る振替手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			

第4章 投資信託受益権に係る販売会社移管

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			

第5章 投資信託受益権に係る抹消手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第6章 信託の併合

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第7章 投資信託受益権の分割及び併合

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所	
					変更箇所はございません。			

第8章 投資信託受益権の差押え

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第9章 投資信託受益権に係る個別移行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

別紙等

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		